

# 浜松市における在住外国人メンタルヘルス相談等事業の実施状況と今後の展望 ～個別相談からソーシャル・アクションへの可能性～

浜松市精神保健福祉センター ○池田千穂 石川紘子 入手昭則 鈴木多美 二宮貴至

## 1 はじめに

平成 27 年 12 月現在、浜松市に在住する外国人は、市の人口（809,027 人）の約 3%（20,934 人）を占めており、国籍別ではブラジルが最も多く（8,471 人）、全体の約 4 割を占めている。また、長期にわたり居住する資格を有する外国人の割合が 87%（平成 27 年 4 月 1 日現在）と高い。浜松市は平成 13 年に「外国人集住都市会議」を発足させ、「浜松宣言」を国及び県、関係団体に提言するとともに、多文化共生都市を実現するため「協働」「創造」「安心」という 3 つの柱でさまざまな施策を進めてきた。この中で「誰もが安心して暮らしていける地域」の取組みとして、本報告で取り上げる外国人メンタルヘルス相談等事業を位置付けている。

浜松市精神保健福祉センターでは、平成 21 年から平成 22 年にかけて、浜松市に在住するブラジル人 5,000 人を対象にメンタルヘルス実態調査を実施した（回収率 17.6%）。結果、約 3 割に抑うつ状態が疑われたが、精神科医療機関受診者は 0.6%と少数であった。背景には外国人の医療保険加入率の低さ、雇用状態の不安定さ、経済的困難さが影響していると推測された。このような結果を受けて、平成 22 年 7 月から公益財団法人浜松国際交流協会への委託により、ブラジルの心理士資格を有した相談員によるポルトガル語でのメンタルヘルス相談を開始。翌年 7 月からは、精神科医療機関で通訳経験のある心理相談員を 1 名増員し、精神科医療通訳派遣事業を開始した。両事業は事業開始当初から想定を上回る利用があり、在住外国人に対するメンタルヘルス対策のニーズが浮き彫りとなった。

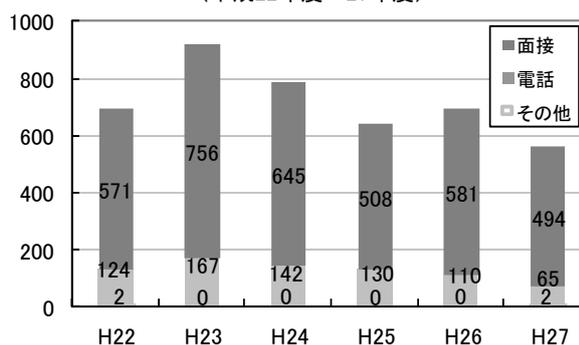
今回の報告では、本事業に従事している相談員 2 名が、事業実施から見てきた傾向や課題を、新たな事業展開に結び付けてきた状況について報告するとともに、今後の展望について考察する。

## 2 事業実施状況

### 1) メンタルヘルス相談

メンタルヘルス相談は、浜松市多文化共生センター内で火曜日から土曜日の午前 9 時から午後 5 時半まで（火曜・金曜日は夜間相談も実施）相談員 2 名が来所と電話により対応している。平成 28 年 3 月末現在の累計相談数は 4,297 件、月平均約 60 件の利用となっている。《図 1》相談者の状況をみると、相談対象者本人が利用（来所・電話）する割合が 68.6%と最も高く、次いで本人と家族（25.5%）となっていた。相談対象者の性別はその約 6 割が女性で、年代別では 30 代 1,250 人（29.1%）が最も多く、次いで 18 歳以下 956 人（22.2%）、19 歳以上が 472 人（11.0%）と 30 代までの相談者が約 6 割を占めている。《図 2》相談者の主たる相談内容を分類すると、約半数（52.0%）が「家族の問題」となっており、次いで「教育上の問題」（15.2%）「医療機関の問題」（12.4%）であった。相談対象者の状況について ICD カテゴリーで分類すると（※不明 2,927 人を除く）、F4：神経性障害・ストレス関連性障害及び身体表現性障害が最も多く 454 人、次いで F3：気分感情障害 288 人、心理発

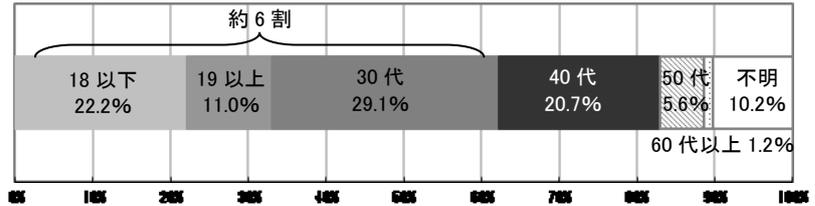
図1：メンタルヘルス相談件数  
(平成22年度～27年度)



で本人と家族（25.5%）となっていた。相談対象者の性別はその約 6 割が女性で、年代別では 30 代 1,250 人（29.1%）が最も多く、次いで 18 歳以下 956 人（22.2%）、19 歳以上が 472 人（11.0%）と 30 代までの相談者が約 6 割を占めている。《図 2》相談者の主たる相談内容を分類すると、約半数（52.0%）が「家族の問題」となっており、次いで「教育上の問題」（15.2%）「医療機関の問題」（12.4%）であった。相談対象者の状況について ICD カテゴリーで分類すると（※不明 2,927 人を除く）、F4：神経性障害・ストレス関連性障害及び身体表現性障害が最も多く 454 人、次いで F3：気分感情障害 288 人、心理発

達の障害 228 人となっていた。相談  
 顛末は「初回終結」1,536 人 (35.7%)、  
 「継続相談」2,389 人 (55.6%)、そ  
 の他紹介等 372 人 (8.7%) と、半  
 数以上が 1 回限りの相談ではなく  
 継続相談を行っていた。

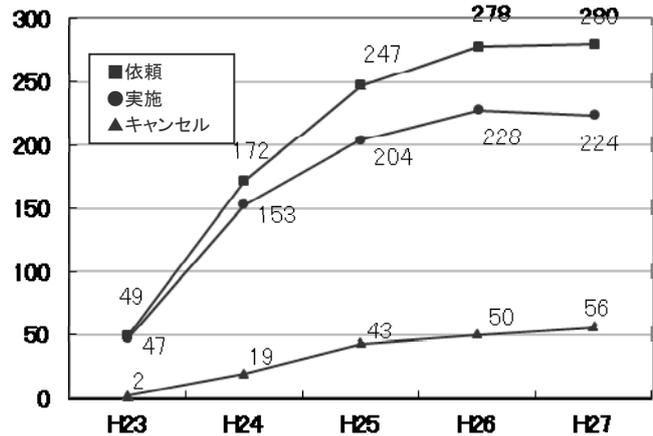
図2: 相談対象者の年齢(平成22年~27年)



## 2) 精神科医療通訳派遣事業

精神科医療通訳派遣事業（以下、通訳派遣事  
 業）は市内在住ブラジル人が精神科医療機関に  
 受診または入院した場合、医療機関からの要請  
 により対応している。平成 28 年 3 月末現在の  
 通訳実施件数は累計 856 件で、依頼件数は  
 1,026 件に及んでいた。実施、依頼件数ともに  
 年々増加傾向にある。《図 3》月平均の実施件  
 数は 14.5 件であった。

図3: 精神科医療通訳派遣件数  
 (平成23年度~27年度)



派遣先で最も多い順から「精神科診療所（児  
 童）」578 件 (67.5%)、次いで「精神科診療所  
 （一般）」123 件 (14.4%)、「精神科病院」96

件 (11.2%) であった。平成 28 年 3 月末現在、通訳派遣事業を利用した実ケース数は 118 人で、年齢  
 は 18 歳以下が 72 人 (61.0%) と最も多く、次いで 30 代が 20 人 (16.9%)、19 歳以上 10 人 (8.5%)  
 であった。対象者を ICD カテゴリーで分類すると F8：心理発達の障害が最も多く 37 人、次いで F3：  
 気分感情障害が 12 人、F9：小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害が 9 人であ  
 った。118 人のうち平成 28 年 9 月 30 日現在支援を継続しているのは 32 人で、1 ケースあたりの平均  
 派遣回数は 8 回、派遣期間の最大ケースは 58 ヶ月（自閉症）で、平均派遣期間は 12 ヶ月であった。

## 3 事業実施から見えてきた傾向と対策

メンタルヘルス相談では、メンタルヘルスの問題を抱える「本人」または「本人と家族」が相談の対  
 象者となることが多く、30 代までの若い世代が「家族の問題」を主訴に相談を利用していた。平成 22  
 年から 24 年には、相談員が市内の外国人学校や外国人生徒の多い公立小中学校へ訪問し出張相談を実  
 施した。また、相談者の傾向から、学校や仕事が終了する午後 5 時以降の相談に対応できるよう、平成  
 28 年度から週 2 日の夜間相談（午後 5 時半から 8 時）を開設した。実際の相談内容を相談員に聞き取  
 った中では、夫婦間や親子間の問題、子育てに関する問題を主訴とした相談が多いが、背景には、相談  
 者の多くが非正規雇用という労働環境の不安定さからくる経済的な問題や、就労先に合わせて転居を繰  
 り返す流動性、ブラジルと日本の 2 国間を行き来するライフスタイルやそれに伴う家族間の不和、日本  
 文化への不適応といった、在日ブラジル人特有ともいえる問題を抱え、学校や職場生活に影響を及ぼし  
 ているケースなどが認められた。メンタルヘルス相談の利用者の中には、県外から車で 3 時間以上かけ  
 て足を運ぶ者もあり、近隣自治体での外国人メンタルヘルス対策が未整備な状況が伺える。在住外国人  
 のメンタルヘルス相談を実施している自治体は全国的にも稀であり、相談員は「遠方からの相談者は 1  
 回限りの相談となることも多いが、そうなったとしても、相談者がカウンセリングを受けようと遠方か  
 ら足を運ぶ意思が重要であり、相談者の今後の人生に重要な意味をもつことがある。」と考えている。

そう語る相談員自身も、県外から本事業に携わるため浜松に移住してくれた人物である。ブラジルにルーツをもつ相談員は、当事者性も兼ね備えた存在として、ブラジル人の文化的背景や宗教観、価値観、ライフスタイルを理解した上で相談に対応していると言える。

通訳派遣事業では、18歳以下の心理発達障害をもつ児童が、精神科診療所（児童）を受診する際の利用が多かった。また、事業開始当初想定していた通訳派遣期間は概ね6か月であったが、1ケースあたりの平均通訳派遣期間は1年と長期に及んでいた。相談員に状況を確認すると、発達障害をもつ児童の場合、医師の診察以外に心理士等の面接が実施される場合が多く、複数回、長期間の支援が必要な場合が多い。また、福祉的なサービス利用が必要となるケースも多く、相談員がソーシャルワーカーの役割を担う場面もあった。相談員はできるだけ多くの依頼に対応できるよう、診療や相談場面でよく用いられる発達障害スケールや障害者手帳などの福祉サービスに関する書類をポルトガル語に翻訳し、常に携帯することで、よりスムーズな対応ができるよう心掛けていた。平成25年度に実施したペアレントトレーニング（保護者が発達に困難を抱えている子どもとのかかわり方を学ぶプログラム）指導者研修は、ポルトガル語でペアレントトレーニングを行える指導者を養成することを目的に、日本語のテキストをポルトガル語に翻訳した上で、相談員が周囲に協力を呼び掛けて実施に至った。平成26年には支援者研修受講者の実践研修として、保護者を対象としたペアレントトレーニングを実施。平成27、28年はスキルアップ研修を加え、支援者の養成と保護者の対応能力向上を図っている。

#### 4 今後の課題と展望

これまで述べてきたように、本事業は、ブラジルにルーツをもつ専門的な知識をもった2人の相談員なしには成り立たないといっても過言ではない。2人の相談員は、相談業務から見えてきた在住外国人が抱えている問題やニーズを拾い上げ、より充実した事業展開へと導いてくれた。私たちはその実践に敬意を示すとともに、彼らが事業実施をとおして示してくれた在住外国人の置かれている状況や課題を受けとめ、必要な施策に反映していくことが求められている。折しも本市では、平成25年から5年間の取組として打ち出した「浜松市多文化共生都市ビジョン」の改定作業に向けて準備が始まっているところである。本事業について行政内の関係各課やより多くの市民に啓発し、今後の在住外国人メンタルヘルス対策につなげていくこと、つまりソーシャル・アクションへつながる活動を行っていくことが、本事業を委託している精神保健福祉センターの責務でもあると考える。このようなことを通じて、2人の相談員がもつ可能性を最大限に引き出せるような舞台づくりを行っていきたい。

平成28年7月、新たな取り組みとして、本事業の利用者を対象に、多文化共生センター内で「ハイスへようこそ！」と題した交流会が開催された。交流会ではメンタルヘルスの基礎知識と多文化共生センターの活動について紹介した後、相談員お手製のブラジル料理などを囲んで和やかな雰囲気に参加者同士の交流が行われた。メンタルヘルスの問題をもつ当事者や家族はその特性から孤立しやすい傾向にあるといえるが、日本に在住する外国人となれば、なおさらその傾向は強いと考える。今回開催した交流会では、このような外国人の横のつながりをつくり、セルフケア能力の向上につなげていく場としても期待される。今後も委託先との連携を強化しながら本事業を推進していきたい。

参考文献：「多文化共生に関する現状およびJICAでの取り組み状況にかかる基礎分析」

平成19年3月、独立行政法人国際協力機構 国際協力総合研修所

「日本におけるソーシャル・アクションの実践モデルの構築—社会福祉士による実践事例の分析—」2016-7-31 高橋浅子 東洋大学社会福祉研究